

○国土交通省令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年 月 日

国土交通大臣 羽田雄一郎

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第Ⅱ－2章第17規則」を「第Ⅱ－1章第55規則／第Ⅱ－2章第17規則／第Ⅲ章第38規則」に、 「regulation II-2/17」を「regulation(s) II-1/55/II-2/17/III/38」に、 「火災安全」を「機関及び電気設備／防火／救命設備」に、 「for fire safety」を「for machinery and electrical installations/fire protection/life-saving appliances and arrangements」に改め、
第二号様式（管海官庁が交付するもの）及び（船級協会が交付するもの）中「第Ⅱ－2章第17規則」を「第Ⅱ－1章第55規則／第Ⅱ－2章第17規則」に、 「The ship was」を「That the ship was」に、 「regulation II-2/17」を「regulation(s) II-1/55/II-2/17」に、 「火災安全」を「機関及び電気

設備／防火」及び「A Document」を「That a Document」及び「for fire safety」を「for machinery and electrical installations/fire protection」に改める。

第三号様式（管海官庁が交付するもの）及び（船級協会が交付するもの）中「第Ⅱ－２章第17規則」を「第Ⅱ－２章第17規則／第Ⅲ章第38規則」及び「第Ⅱ－２章第17規則／第Ⅲ章第38規則」及び「regulation II-2/17」を「regulation(s) II-2/17/III/38」及び「火災安全」及び「防火／救命設備」及び「for fire safety」を「for fire protection/life-saving appliances and arrangements」に改める。

第五号様式中「第Ⅱ－２章第17規則」を「第Ⅱ－１章第55規則／第Ⅱ－２章第17規則／第Ⅲ章第38規則」及び「regulation II-2/17」を「regulation(s) II-1/55/II-2/17/III/38」及び「火災安全」を「機関及び電気設備／防火／救命設備」及び「for fire safety」を「for machinery and electrical installations/fire protection/life-saving appliances and arrangements」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。
（経過措置）

- 2 この省令による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物

船安全証書は、この省令による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に
関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及
び貨物船安全証書とみなす。